

「人種差別撤廃」(ヘイト規制) - 情報

神原元・自由法曹団常任幹事を招いて

「人種差別撤廃推進法案に関する意見交換会」9日に開催。言論表現の自由から検討

9日の意見交換会では、神原弁護士が次頁に掲載している「自由法曹団通信」掲載の論旨や新日本出版から出されている「ヘイト・スピーチに抗する人びと」(2014/12)で示している法規制に賛同する立場ながら法規制の限界として示している諸点などを冒頭報告されました。

基本的には、ヘイトスピーチと政治家の責任(安倍政権と在特会など)が問題であり、排外主義との闘いが根底になければならない。

昨日(8日)川崎市の桜木町で在特会の街宣が行われたが、ヘイトは10数名、警官が200名、ヘイトカウンターが100~300名へと、2013年からでは在特会の行動が街頭からネットに移行せざるを得ないほど、カウンターが力を持ってきたことは前進面である。しかし、カウンターが指摘する用語がヘイトに値するものか、カウンター側が問題となるヘイトスピーチを規定するとしたら、市民的合意が得られるのか、「予定調和」の方向がわからない、とも話されました。「何か手を打たなければならない」との立場で、現場から常に情報発信を行ってきた、「公民権法」的な法整備では如何なのか、など率直な意見交換を行いました。

仁比議員は戦争法案が法務委員会審議取引の根底にあったと報告。

ヘイトスピーチの規制で意見を交わす懇談会の参加者9日、国会内



ヘイトスピーチと表現の自由

学者・弁護士ら意見交換

学者、人権団体、出版関係者、弁護士らが、ヘイトスピーチ(差別扇動行為)などを禁止する「人種差別撤廃推進法案」に关する意見交換会を9日、国会内で行いました。

日本共産党の池内聡平参院議員が出席し、同案は民主党などが提案し、継続審議が決定しています。

法曹団常任幹事は現状について報告しました。ヘイトスピーチデモは「カウンター行動」によって勢いが弱まっているが、インターネットでの悪質な書き込みや個人への中傷は変わっていないと指摘。「政治の右傾化のあらわれであると考えられている」とのべました。

明、民主、維新だけでなく、密室協議が行われたことを批判。「委員会として当事者や自治体の聞き取りなどを行って、国民的な議論にしたい」と話しました。これまでもカウンター行動に参加してきた池内議員は「日本社会に生きる構成員の一人として誰もが問われている問題」と語りました。

神原元弁護士(自由

務委員会)で自民、公

た。

ヘイトスピーチ分科会に参加して

神奈川支部 竹本香織

一 広島・安芸五月集会にて、ヘイトスピーチ分科会に参加しました。

二 分科会の始めに、会場の前に設けられたスクリーンで、新大久保や大阪で実際に起きたヘイトスピーチの映像が流されました。「在日は日本から出てけー。」「良い韓国人も悪い韓国人もみんな殺せ。」相手の気持ちなど全く考えずに（あるいは逆に殊更傷つけようとする意図で）口汚く、人の尊厳を踏みにじるあまりに醜い言動に、会場の空気は一気に緊迫し、重苦しいものとなりました。

映像が終わった後は、各地の団員から、自身が体験したヘイトスピーチや差別的言動について報告がありました。病院で名前を呼ばれるのが怖い。公園で仲良くなったママ友が在日と分かると途端に離れていく。事件の相手方本人やときには依頼者から事案とは全く関係なく「在日」とであると罵られる。周囲の人に自分が「在日」であることを言うのが怖い。報告を聞いて涙を流す団員もいました。

その後、ヘイトスピーチへの対抗策として、法務省による相談受付（但し、実際に機能しているとは言い難い）や大阪市を代表とする条例制定運動、カウンター行動が紹介され、法規制の是非について、賛成反対の両立場から意見交換がなされました。

また、法規制の現状については、処罰対象行為の定義付けを慎重に行うことや規制態様の工夫等、国家権力による悪用がなされないよう知恵を絞っての活発な議論がなされており、条文や基準が具体化しつつあることが報告されました。

三 法規制については賛否両論あるかと思いますが、個人的には賛成です。正直なところ、分科会に参加するまでは、どちらともいえないという立場でした。ですが、法規制に向けて議論を重ねる団員の報告を聞いて、たとえ表現の自由、国家権力による恣意的運用のおそれといった困難があっても、法曹である以上、決して法的な解決を諦めてはいけないという気持ちになったことが賛成の考えに変わった理由の一つです。

また、もう一つの理由は、ヘイトスピーチの被害実態の深刻さを改めて知ったことです。上記のヘイトスピーチの映像や体験談はヘイトスピーチがいかに卑劣で相手の心を傷つけるものかを知るのに十分なものでした。また、犯罪被害者問題に取り組む団員から、ヘイトスピーチの被害について、「感情的苦痛」（悲しい、悔しいという気持ち）だけでなく、「前提の粉碎」（人が日常生活を送る上で当然の前提となっている周囲への信頼が粉碎されてしまうこと。たとえば「このバスに乗っても乗客が自分を攻撃してくることはないから大丈夫」という前提が碎かれることによってバスに乗れなくなるといった支障が生じる）といった犯罪被害者が陥る傾向と酷似するという指摘がありました。それだけ、ヘイトスピーチによる被害は深刻かつ甚大だということです。そのため、一人ひとりが「私はヘイトスピーチを許さない、差別を許さない」と意思表示することはもちろん大切なことだと思いますし、より大きい視点でみると、法律又は条例によりヘイトスピーチを規制すること、少なくとも違法であると明言することは、その社会が一丸となって差別を許さないという姿勢を示す意味で、とても重要なことだと思います。

四 ヘイトスピーチに対して「許せない」という気持ちは、相手の心を思いやる気持ちが少しでもあれば当然抱く感情です。しなしながら、たとえ許せないと思っていなくても、ヘ

イトスピーチに対して何もしないということは、被害を受けている相手にとっては、ヘイトスピーチを黙認しているのと同義です。それでは差別を助長し、相手を傷つけることになってしまいます。

実際に差別を受けた経験のある団員は、分科会のなかでこのように言いました。

「差別の被害を知った人から聞きたいのは『かわいそう』という感想ではない。『私はこれからこう動く、実際にこう動いてみた』が聞きたいんです。」

この団員の言葉が強く心に残っています。私は、今回の分科会に参加して、ヘイトスピーチを許せないという気持ちがありながら、今、何もしないということは、この問題をどこか他人事として捉えているからなのかもしれないという、自分の中にある差別意識を自覚し、強く反省しました。「かわいそう」では足りません。今度団通信に投稿する際は、「かわいそう」からもう一歩進んで、「こう動いた」という報告をしたいと思います。

差別概念は、合理性のない実体的不利益を要素とするとの一致が可能か

大阪支部 伊 賀 興 一

一 ヘイトスピーチ問題の所在

今年の五月集会で、ヘイトスピーチ問題が取り上げられた。私は事前に、ヘイトスピーチの一網打尽の実現に焦るのではなく、個人としては「無視するに限る」と述べて、法規制に反対する寄稿をし、会場では、同和問題において生じた部落排外主義との戦いの教訓をいくつか紹介した。

この国における排外主義思想を生み出す土壌というものは根深く、それだけに、憎悪感情むき出しの排外主義から被害者を擁護するという意図はよくわかる。しかし、ヘイトスピーチの法規制を要求するかどうかは、慎重に考えなければならない問題を指摘したかったからであった。

ヘイトスピーチの法的規制を求める場合に、必ずぶつかることはヘイトスピーチの概念規定のむつかしさではないか。「排外主義による憎悪表現は、差別である」というほど単純なものだろうか。

何が差別か、ということはそれほど単純で明快なものとは言えない。この回答を明確にしなければ、国連などでいう「差別撤廃」の議論ににわかに賛成できない。それは、いわゆる「心の問題」に矮小化され、加害も被害も、ともに「心の問題」にされてしまい、差別の真因に迫る妨げになりかねないからである。

二 ヘイトスピーチを生み出すこの国の支配権力の排外思想

この国に生きる人たちの意識を決定づける要素の中の、日本の明治維新以来の「脱亜入欧」に象徴される排外主義思想の厳しさと、一〇年ごとに繰り返した侵略戦争の轍の克服は今もなお、この国の課題だと思う。ところが、歴史修正主義の台頭、あの侵略戦争への「反省と謝罪」を言うのは「自虐思想だ」とする攻撃が支配権力側から盛んに流されている。戦後の対米従属の政治、経済、文化は、日本のアジアにおける孤立を促進させているのではないか。

これらの土壌がヘイトスピーチを支えていることは動かせない事実だろう。戦後七〇年で予定されている総理談話の表現をめぐるイデオロギー闘争は、もろにヘイトスピーチ現象に影響を与えていることは疑いを入れない。その意味では、ヘイトスピーチに加

わる人たちの憎悪感情は、その個人の「心が生み出した心の問題」とだけ見ることはできない。

私は五月集会の会場発言で、外国籍住民の公務就任権の問題に触れた。いまだ最高裁判決が言った「当然の法理」という論理にならない論理で、憲法二四条にいう平等は実現されていない。公的に排除されている状態の改善は道半ばである。これは公的に不利益がもたらされている合理性を持たない実体的不利益である。そのことから怒りや反発という感情が湧き出ることになる。

このような実体的不利益を生じさせる施策や法令などの撤廃、改善を伴わずに、「差別をなくす」という題目を唱えるだけでは、人の内心を規制しようとする制度そのものとなってしまう。差別意識を抱いているかのような言論、表現は、確かに聞くものをして反発や悔しさという感情に至ることは当然であるが、この国の政治、経済、文化等の影響を受ける市民の中に生まれる誤解や偏見まで法規制の対象となる危険性は、断じて避けなければならない。

三 「差別を受ける者の苦しみは、差別を受けたものしかわからない」という部落排外主義の過ち

私はもう五〇年も前のことになるが、高校時代に部落研の活動に参加し、一年間ある部落で子供会の指導員補助に従事した。いろんなことがあり、いろんな会話をしてきた。ある天気の良い日に、近くの畑にみんなで出て、レンゲの花を積みながら談笑していた。その時、私は「いいなあ、この辺の子は。こんな気持ちのいい遊びができて」と独り言のようにつぶやいた。一瞬、その場の空気が凍りつくのを感じた。子どもたちにとってみれば、「あそこの子、部落の子」といわれては差別を受け、排除され蔑まれてきたことが染みついている。その凍りつくような反応の厳しさに、高校生ながら、地域の内外を意識させるような実体を改善することの重さを痛感したことを覚えている。同和問題は完全にはと言えないけれど、紆余曲折を経ながらも、基本的な解決の段階に来ているという見方が妥当するであろう。

ちょうどそのころに起こされた矢田事件を契機に、部落解放同盟は、部落民以外は皆差別者、部落に不利益なものはすべて差別、差別かどうかは、差別を受けたものしかわからない、という部落排外主義を運動方針として掲げるようになる。団体審答申を経て、特に関西以西では、地方自治体に対する「差別をなくす行政を求める」という行政闘争が展開された。解同の言うことに同調しない人には見境なく差別者のレッテルを張り、暴力的抑圧を加えた。警察は目の前で暴行や監禁事件が発生しているのに見て見ぬふりであった。八鹿高校事件のような幾多の乱暴狼藉を生み出し、解同への屈服、服従を宣言する首長が続出するという考えられない事態にまで至ったことは、忘れられてはならない歴史的事実である。

矢田事件の民事判決は、次のように排外主義の深刻な過ちを指摘している。

「同和教育の推進あるいは同和問題解決を進めるについて、さまざまな意見や理論的対立の存在することが考えられるが、特定の思想なり運動方針に固執するものが右のような差別文書の定義（{市教委と解同は} 市教委の進める教育行政を批判する文書は、同和教育の推進あるいは同和問題の解決を阻害する恐れのある文書であり、これを記載したものは差別文書とするとの定義）を採用するときには、差別文書の解釈、運用の仕方如何によって容易に反対意見を封じる手段として利用され、同和教育の推進あるいは同和問題の解決に対する自由な批判討論が不活発となり、右問題に対する開かれた、自

由な雰囲気がなくなって、ついには、一定の思想が独善に落ち込み、反対の理論ないしは思想の存在、更にはその考え方やその思想に同調する人々の存在をも許さないという結果に陥ることになる」

この判決部分は、のちに政府の地域改善対策協議会基本問題検討部会報告に取り入れられている。

この判決の言うところは、思想や感情について、たとえ深刻な差異が存在するとしても、自由な意見交換が保障されなければならない、ある特定の見解に固執するものが判定権を持つことは事態を深刻化させるという真理を鋭く指摘したものである。

四 法規制を検討する際の留意点

ヘイトスピーチの法規制を検討する場合、私は、心理的差別や心情的反発を対象として法的規制や保護を検討することは誤りだ、と考える。差別とは実体的不利益を伴う場合に初めて法的場面での検討の対象とされるものと考えているのである。

政府公権力の、さまざまな弱者属性を持つ人たちに対する実体的差別政策が温存されたままにならないか。その場合、被害者の被害感情は自由の範疇であるし、それに同調するかどうかも自由な意見交換の保障が不可欠だということである。そのような自由な意見交換を阻害しかねない特定属性の特別扱いにはやはり反対しなければならない。お互いの属性を尊重し、ともに人として平等に尊重される基礎というべき、連帯が阻害される結果を生む。

さまざまな属性を持ちながら、みんな違ってみんないいという連帯の思想が否定され、新たな排外主義を生み出さないか、という懸念は十分検討されるべきだと思うのである。

ヘイトスピーチは無視すればよいのか

～伊賀興一さんの論稿と分科会での発言への批判

東京支部 金 竜 介

五月集会でヘイトスピーチの分科会がもたれた。団の全国集会としては初めてのことだ。ヘイトスピーチが日本社会に蔓延している状況や被害者の苦痛について多くの報告があり、今後もこの問題に引き続き取り組むことが参加者によって確認された。今後の団の活動を考える上で有益な分科会であったと思う。

分科会の様子については他の参加者から報告があると思われるので、本稿では、伊賀興一さん（大阪支部）の論稿「ヘイトスピーチ問題、私はこう考える」（二〇一五年五月研究討論集会 特別報告集）と分科会での発言について、ヘイトスピーチの攻撃対象であるマイノリティの現状を踏まえてその問題を指摘し、今後の団員の取り組みについて考えることとする。

一 「マイノリティは疲れ果てている」

青法協弁学合同部会の機関紙に和田義之さんの論稿が掲載されていた。

「ヘイトスピーチが社会問題となって数年以上、法律家は何らの処方箋も示さず、延々と議論のみ続けてきている。そこには、マジョリティであることからくる想像力の限界、もしくは余裕のようなものがあるのではないだろうか」「マイノリティはこの状況に疲れ果てている、加害者らに対して疲れ果てているのではなく、むしろ味方だと思っていた人権派の人々を説得するのに疲れ果てている」（「いま一度ヘイトスピーチ規制

について」『青年法律家』二〇一五年四月二五日号)。

これほどの的確に私たちの現状を表現した弁護士の文書を私は知らない。(なんでこの人はわかってくれるのだろう…) 大げさではなく私はこの文を泣きながら読んでいた。

谷文彰さんの論稿も大きくうなずいた。

「ヘイトスピーチの規制の是非を議論するには、こうしたヘイト被害の特質をまず正確に理解しなければならない。表現の自由との関係はもちろん重要だが、他方で侵害される権利・利益とその重大性も十分に目が向けられる必要がある。この間の議論を見ると、被害を受ける側への理解が不十分なのではないかというものが散見されるように感じることがあるため、まず議論の前提として、ヘイト被害への理解をどのように深めていくのかが観念されるべきではないだろうか」(特別報告集「裁判は終わった。けれど…～京都朝鮮学校ヘイトスピーチ事件」)。

和田さんや谷さんに共通するのは、ヘイトの被害当事者と付き合っていくうちにその被害の実態を認識するようになったということだ。谷さんの論稿には、京都朝鮮学校の子どもたちの「もう大丈夫」「今は問題ない」との言葉への弁護団の戸惑いとその意味を理解する過程が率直に書かれている。“けなげさ”などというような生易しいものではない、全人格的な甚大な被害を受けながらそれを口にできないということの意味を谷さんたちは正確に理解している。

二 「無視するに限るのである」～伊賀興一さんの論稿への批判

- 1 「まず、私はほぼ確信なのだが、ヘイトスピーチを行っている人たちは、自らの考え方をして共感を呼び、それが多数派を形成するという意識も意欲も持っていないところに本質があると、初めに書いた。この見方は甘いと叱られるかもしれない。被害者の気持ちかわかっていない、といわれるかもしれない。しかしながら、ヘイトスピーチは、その本質を先のようにとらえる場合、無視するに限るのである。もちろん、個別の個人や団体に対して牙を直接向けた場合には、これは黙過する必要は全くなく、容赦なく、取りうるあらゆる手段をとるべきである。」(特別報告集)。

これが伊賀興一さんの結論だという。まさにマジョリティの想像力の限界、マジョリティの余裕だ。(無視すればいい)と述べる人間に対し、私は強い恐怖を感じる。「朝鮮人をぶっ殺せ!」と叫んでいる群衆に感じるものとは異なるものの、その恐怖感は、直接的な排除の言葉よりも大きいといえる。

- 2 「個別の個人や団体に対して牙を直接向けた場合」とは、例えば京都朝鮮学校襲撃事件のようなものを想定しているのであろうが、ヘイトスピーチの被害はそうのように分別できるものではない。名指しされなければ無視できるというというようなものではないのである。

ジャーナリストの安田浩一氏は、下記のような経験を書いている。在日特権を許さない市民の会(在特会)のヘイトデモを李信恵氏と取材に行ったときの話だ。

「そのとき私は、在特会に名前と顔が知られている李さんが名指しで誹謗中傷されなか、そればかり心配していました。その日のデモも低劣きわまりないものでしたが、李さんへの個人攻撃はないまま終わり、私はそれでほっとしたんです。そこで私は『よかったね』と李さんについ言ってしまった。李さんは表情を歪めて泣いて、『死ね、ゴキブリって私はずっと言われていたやんか、あれは私に向けられた言葉やないの?』と。」(「人間と社会を傷つけるヘイトスピーチ」(李信恵×安田浩一対談)『世界』二〇一四年一月号)。

昨年十一月に行われた近畿弁護士会連合会人権擁護大会報告書「ヘイトスピーチは表現の自由か」の序章には次のような記載がある。

『『そんなん気にせんとき』、『言いたい人には言わせとったらええねん』私が現に差別を受けたとき、そしてこれからも差別を受け続けるであろうことを悲観しているとき、友人らが私にかけた言葉のうちで最も多い言い回しである。この言葉を受ける居心地の悪さは、『あなたは、こういう目にあって、気にしないでいられるのか、勝手に言っておけばいいと超然としていられるのか』としか思えないことにある。まるで差別を受けたり、気にしたりする方が狭量であるかのようだ。』（『ゴキブリ』『ウンコ』と呼ばれ、『死ね』と言われて」康由美弁護士）

- 4 ヘイト集団が共感を得ようとしてないことを伊賀さんは確信しているというが、これは明白に事実と異なる。

在特会などが、自らの考え方への共感を集めようという意欲を持っていること、現実には多くの共感を集めていることは、安田浩一氏の『ネットと愛国』、朴順梨氏・北原みのり氏の『奥様は愛国』などのルポを読めばわかるはずだ。今回の分科会でもクラス会や結婚式での友人の発言、小学生が「朝鮮人を殺せ」といい放つ事例などの報告が複数なされた。

「私が恐ろしく感じるのは、ヘイトスピーチを行う人々が存在していることそのものではなく、ヘイトスピーチを行う人々に共感する人々が広がっていることである。」（前掲 康由美弁護士）

これが事実の正確な認識である。

三 分科会での伊賀さんの発言

五月集会の分科会で、伊賀さんは、ヘイト集団が共感を得ようとはしてはいないとの自説には全く触れず、無視すればいいとの自説についてもほとんど述べることをせず、自己の過去の経験を延々と述べていた。伊賀さんの演説を私は大きな苦痛の中で聞いていた。これはいったいなんなのだろう。伊賀さんは何を言いたいのか。伊賀さんが声高に語った体験談の登場人物を「朝鮮人」と入れ替えれば結論は自明だということか。真っ当な日本人が述べる正論を朝鮮人たちは差別だと言って攻撃してくるから気をつけろということなのか。私たちは伊賀さんの敵なのだろうか。私はこの部屋にいてもいいのだろうか…。

伊賀さんが話し終えた後の会場の拍手は、単に儀礼的なものであったのか、それとも伊賀さんに対する賛同の趣旨であったのか。私は怖くて未だに分科会参加者に確認することができずにいる。

四 いま、弁護士に求められていること

直接に向けられたものでなければ無視すればいいという伊賀さんの認識は、極めて平凡なものであり、この社会の多数意見であると思う。そして、それは弁護士たちの多数意見であり、ひいては自由法曹団員の多数意見でもあるのだろう。

とはいっても、この分科会に参加した人の意識は今では違うのではないかとも思う。ヘイトスピーチの被害者に「気にしなければいい」と言った経験がある人も今後はその言葉の意味を考えてくれるようになったのではないか。少なくともそのときに相手がどういう表情をしているか—安堵の表情をしているか、それとも怯えた表情か—を確かめることくらいは意識してくれるであろう。

いま、弁護士に求められていることは、ヘイトスピーチの被害を正確に理解すること

だ。ヘイトスピーチの規制の是非を論ずる前に、多くの自由法曹団員が「ヘイトの被害とはこういうものだ」とたくさんの人々に話せるようになってもらいたいと私は強く思っている。そうならない限り「マイノリティは疲れ果てている」という現状が変わることはないだろう。

ヘイトスピーチ問題について自由法曹団で議論すべきこと

神奈川支部 神 原 元

一 五月集会「ヘイトスピーチ分科会」における議論状況

「何度聞いても慣れる、ということはない。」

在日コリアンに属する団員は、絞り出すように言った。五月集会二日目、「ヘイトスピーチ分科会」において。ヘイトスピーチの現場映像を見ての発言だ。

その後、在日の団員の血を吐くような訴えが続く。

「在日の出自を隠して生きている」「ヘイトデモの子どもへの影響を思うと胸が張り裂ける」「日本を脱出したい」「リベラルが同じ方向を向いていないのがつらい」「身の危険を感じる。災害のときは在日名を隠して逃げる」…。

映像は私が用意したもので、私にとって見慣れたものだった。しかし、在特会が「朝鮮人をぶっ殺せ～」と叫ぶとき、それはマジョリティーに属する私に向けられたものではなかった。言葉の刃を向けられた人々の叫びに、私は十分耳を傾けてこなかった。私は自分の甘さを感じた。

私は、これまで自由法曹団にて「ヘイトスピーチ法規制」の議論は避けてきた。議論の一致はみないであろうとの予想があったからだ。しかし、それも私の甘さだったと気づいた。目の前に「被害者」がいて「救済」を求めているのに議論を避ける、これは被害者を置き去りにせよということではないだろうか。自由法曹団が真に「民衆の側」に立つならば、そろそろ法規制論について、重い腰を上げる時期ではないだろうか。

分科会では、札幌でネット右翼の植村隆氏に対する攻撃とたたかう郷路団員、大阪でヘイトスピーチ規制条例案の作成に携わった田島団員、関西弁護士会でこの問題のシンポを主催した藤木団員から貴重な報告があった（この問題を「部落問題」に結びつける議論には率直に言って無理があったと思う）。私たちはこれらの貴重な報告、そして何より在日の団員の血を吐くような叫びを、無駄にしてはならないはずである。

二 五月七日付け日弁連意見書

日弁連はヘイトスピーチ問題に関し、二〇一五年五月七日付けで新しい意見書を公表した。その要諦は、政府に対し、（１）罰則を設けない形でヘイトスピーチ規制をもうけ、これを違法化すること、（２）差別の実態について公的な調査をすること、（３）差別禁止基本法を制定すること、の三点を求めることと理解される

自由法曹団としては、まずは、この意見書を叩き台にして議論を始めてはどうか。まず、この意見書をどう評価するのか議論する。その上で、この意見書に欠けているものを補っていくのが団の役どころであろう。私は、当面、以下の二点を指摘したい。

第一として、日弁連の意見書は、ヘイトスピーチ勢力を扇動する政治権力との対決姿勢が希薄である。拙著「ヘイトスピーチに抗する人々」（新日本出版社 二〇一四年）で強調したとおり、ヘイトスピーチ蔓延の根本的原因は、繰り返される政治家の差別発言と日本政府による少数民族差別政策にある。とりわけ歴史修正主義に立つ極右安倍政

権は、同じく歴史修正主義に立つ在特会等ヘイトスピーチ勢力と心理的幫助関係にある。団はこの構造を暴き、ヘイトスピーチの根底にあるものを断罪するべきだ。

第二に、ヘイトスピーチに抗する運動と法律家の結節点をどう作っていくのかという課題である。ヘイトスピーチ問題は、同時に「カウンター運動」という新しい民衆運動を成立させた。民衆はヘイトスピーチ問題を自らの問題と受け止め、多くの犠牲を払いながらこれを排除しようと努めている。団は彼らと交流し、必要があれば法的助力をためらってはならない。

三 団の責任

「戦争法制」「労働法改悪」「T P P」…。団に課せられた課題は多く、それぞれ重い。だから、「団は一丸となってこの問題に取り組むべきだ」等というつもりはない。

しかし、この問題に関心のある少数のメンバーが会合を開き、常幹に報告する、という形で議論の火ぶたを切ることが可能だろう。「五月集会」では多くの被害者からその思いを引き出した。団は最後まで議論を重ねる義務があると思う。

言論の規制 最小限に

ヘイトスピーチ禁止法案 上智大の田島教授に聞く



暴力行為を扇動するような発言は規制を受ける余地がありますが、この法案ではヘイトスピーチや差別の定義があいまいで、解釈によつては広範な表現活動に「違法」の烙印を押しかねません。犯罪を助長しないものまで規制するのは過剰な対応です。公権力が言論

特定の人種や民族への憎悪をおおるヘイトスピーチを禁止する「人種差別撤廃施策推進法案」が、9月に閉会した通常国会で継続審議となり、議論は持ち越しになった。民主党などが提案した法案には「表現の自由」の規制につながるといった批判もあり、賛否が分かれている。田島泰彦・上智大教授（メディア法）に、あらためて問題点を聞いた。

（聞き手・東京報道 阿部浩二）

をコントロールすることは、必要最小限に抑えるべきです。

法制定による効果にも疑問があります。ドイツやフランスにはヘイトスピーチに対する罰則規定を設けた

法律がありますが、必ずしも抑止効果はなく、差別的言論は減っていません。逆に差別を助長する勢力が増えている実情さえあります。

人種差別はなくなっていくかもしれませんが、言論の規制は必要です。

制を広げることが本当に問題の克服につながるのか、真剣に考える必要があります。法律があっても、差別を生む根源がある限り、差別と差別意識は再生産されます。

遠回りでも、差別の原因を除去するよう努めるとともに、教育や世論に働きかけて平等と人間の尊厳を實現していくことが望ましい。そうした取り組みを進めた上で、立法の必要性を議論すべきです。